



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社 明電舎
代表者名 取締役社長 三井田 健
(コード：6508 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション推進部長
望月 隆志
(TEL：03-6420-8100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第158期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 役員体系の見直し

当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。2020年6月に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と取締役会の監督機能の強化を進めておりますが、取締役会の監督機能の更なる向上と機動的な執行体制を構築する一環として、取締役と執行役員の役割及び責任をより明確化するために、次の変更を行なうものであります。

- ①機動的な執行体制を担う執行役員の選任につき、定款を根拠に取締役会が決議する仕組みとすることにより、その正当性を高めるべく変更案第23条のとおり変更するものであります。
- ②取締役会が戦略立案・監督の機能強化を図ることに伴い、変更案第23条のとおり役付取締役は取締役会長のみとし、執行体制における役位は、執行役員の体系において別途定めるものといたします。
- ③執行役員を代表する執行役員社長は、代表取締役を兼ね、株主総会の議長を担うことを明らかにすべく変更案第14条のとおり変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨の規定を新たに設けるため、変更案第17条のとおり変更するものであります。

②上記①の変更に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、現行定款第17条の規定を削除するものであります。

③上記①②の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第 2 条を設けるものであります。

(3) 事業目的の追加

当社グループの提供価値である「カーボンニュートラル」を推進する当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図ると共に、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、変更案第 2 条のとおり所要の変更を行うものであります。

(4) その他、上記の変更に伴う字句や条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月23日

定款変更の効力発生日 2022年6月23日

以 上

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略) (新設)</p> <p>6. 不動産の売買、貸借、管理および建設工事の設計、請負</p> <p>7. ～17. (条文省略)</p> <p>18. 前各号に関連する事業</p> <p>19. 以上の目的を達成するために必要な事業に対し投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業の共同経営を行いもしくは設立発起人となること</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p><u>6. 再生可能エネルギーによる発電、売電等</u></p> <p><u>7. 不動産の売買、貸借、管理および建設工事の設計、請負</u></p> <p><u>8. ～18.</u> (号数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>19. 以上の目的を達成するために必要な事業に対し投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業の共同経営を行いもしくは設立発起人となること</p> <p><u>20. 前各号に関連する事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (議長) 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (議長) 株主総会の議長は、<u>取締役である執行役員社長</u> (以下「社長」という。) がこれにあたる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第17条 (参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第17条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、及び事業報告の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 203 683 237">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="165 286 448 320">第23条（役付取締役）</p> <p data-bbox="188 331 767 573">取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに<u>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p data-bbox="165 748 568 781">第24条～第36条（条文省略）</p> <p data-bbox="165 875 228 909">附則</p> <p data-bbox="188 920 708 954">（監査役の責任の免除に関する経過措置）</p> <p data-bbox="188 1003 762 1245">第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="432 1294 515 1328">（新設）</p>	<p data-bbox="903 203 1318 237">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 286 1270 320">第23条（役付取締役及び執行役員）</p> <p data-bbox="833 331 1398 698">取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。 <u>取締役会は、その決議によって当社の業務を執行する役員（以下「執行役員」という。）を選任する。</u> <u>執行役員に関する規程類は取締役会が定める。</u> <u>取締役は執行役員を兼ねることができる。</u></p> <p data-bbox="810 748 1246 781">第24条～第36条（現行どおり）</p> <p data-bbox="810 875 873 909">附則</p> <p data-bbox="810 920 1406 992">第1条（監査役の責任の免除に関する経過措置）</p> <p data-bbox="833 1003 1406 1245">第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="810 1294 1294 1328">第2条（電子提供措置等の効力発生）</p> <p data-bbox="833 1339 1422 2004"><u>変更前の定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後の定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>